

ゴルフ場利用約款

2026年7月1日改定
三重県ゴルフ場暴力防犯対策協議会
ローモンドカントリー倶楽部

第1条（本約款の適用）

当ゴルフ場を利用される方（会員・非会員問わず）は、当倶楽部会員細則による外、本約定に従ってご利用いただきます。

第2条（利用契約の成立）

当ゴルフ倶楽部においてプレーをしようとする方は、当日フロントにおいて、所定の用紙に署名、その他必要事項をきれなく記入してください。それにより当倶楽部は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

第3条（利用引受の拒絶）

当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

- 満員でスタート時間に余裕がないとき
- 天災、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
- 利用者が暴力団員又は、暴力団員関係者である場合
- 利用者が暴力団員又は、暴力団員関係者を同伴した場合。又は、その関係者である事情を知りながら紹介し、施設を利用させた場合
- 利用者が刺青・タトゥーをしている場合
- 偽名又は他人名義で申し込みが行われた場合
- 利用者が法令に違反し、または、公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき
- 当ゴルフ場ならびに、当ゴルフ場従業員に対して好ましくない行為があったとき
- 当ゴルフ場に無断で広告、宣伝、販売、イベント、その他これらに類する活動に当ゴルフ場を用いたとき
- その他、本約款に違反したとき、もしくは当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき
- 非会員が利用約款に違反した場合は、原則として再利用をお断りします

第4条（利用の申込み、予約金、違約金等）当ゴルフ場ご利用の申込み・予約金・違反金等の取り扱いについては、当ゴルフ場の定めるところに従って頂きます。

第5条（休業日、開場時間）

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時的に変更する場合があります。

第6条（利用継続の拒絶）

当ゴルフ場は次の場合には、利用の継続をお断りすることがあります。

- 法令に違反し、または、公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為があったとき
- 当ゴルフ場に好ましくない行為があったとき
- 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑を掛けるとき
- ルール・マナー及び警告を無視して他人に迷惑を掛け、スロープレーを改めないとき
- その他本約款に違反したとき

第7条（利用引受の拒絶及び利用継続の拒絶に対する免責）

当ゴルフ場は、第3条の利用引受の拒絶及び第6条の利用継続の拒絶について、返金・損害賠償等の責任を負わないものとします。ただし、天候・災害が原因で、プレーの全部又は一部をすることができなかったときの取扱いについては、当ゴルフ場において別途定めるものとします。

第8条（金銭、高価品の取扱い）

金銭・貴金属その他高価品については、セキュリティボックスあるいは貴重品預かり封筒に氏名を明記しフロントにお預けにならない限り責任を負いません。お預かり品は預かりの証の持参人に預かり証と引き換えにお返しします。預かり証を紛失した場合は直ちに届けてください。届け出前に第三者が既に預かり証によりお預り品を引き換えた場合は、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第9条（携行品、自動車、ロッカー、忘れ物）

- 携行品や駐車場の自動車につきましては万一事故が起きましても責任は負いません。
- ロッカー内の収納品について事故が発生した場合は責任を負いません。また、万が一、利用者がロッカーの鍵を紛失された場合は、再制作費用をご負担いただきます。
- 当ゴルフ場での忘れ物については、発見の日から3か月を限度としてお預かりします。忘れ物をした方は、上記期間内に当ゴルフ場に来場し、忘れ物を受領してください。なお、3か月を経過しても忘れ物を受領しなかった場合は、忘れ物の所有者はその所有権を放棄したものとみなして、当ゴルフ場にて処分させていただきます。

第10条（プレイヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの厳守）

- ゴルフプレイヤーには時により危険を伴う場合がありますので、プレイヤーはエチケットマナーを守り、キャディーのアドバイスの如何及びカートナビシステムの表示・アナウンスにかかわらず、自らの責任でプレーしていただきます。
- プレーヤー間において発生した打球事故その他の事故については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第11条（素振り）

素振りは、前後左右を注意し、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外では避けて下さい。プレイヤーはみだらにティーイングエリアに立ち入らないでください。

第12条（飛距離の確認）

打者は、打球について全責任を負うこととします。打者は自ら飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球してください。なお、カートナビシステムによる先行組との位置情報はカート同士のものであり、前方の打者の位置を示すものではありませんので注意してください。

第13条（打者の前方に出ないこと）

同伴プレイヤーは打者の前方には絶対に出ないようにしてください。プレイヤーは常に自らの責任において安全を確保するものとします。

第14条（隣接ホールへの打ち込み）

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですからプレイヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。隣接ホールへ打ち込んだ場合には、その打者は隣接コースでプレー中の方に謝罪するようにしてください。又、隣接ホールのプレイヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレイヤーにも十分気を付けて打球してください。

第15条（練習球の禁止）

プレーホール及びプレーホール以外に向けての練習球は（プレー球以外の打球）は一切禁止とし、万一打球事故があった場合は打球者の責任となります。

第16条（退避及び待避所）

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレイヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

第17条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

第18条（落雷、雷鳴があった場合）

落雷・雷鳴があった場合又は避難合図があった場合には、直ちにプレーを中断し、退避場所等安全と思われる場所に退避してください。乗用カートに乗車した状態での退避は大変危険です。必ず退避場所へ退避してください。当ゴルフ場は、天変地異その他不可抗力による被害について責任を負いません。

第19条（ゴルフ場施設内禁煙）

当ゴルフ場は三重県受動喫煙の防止等に関する条例に基づき、ゴルフ場敷地内は禁煙となっております。喫煙される際は定められたエリアにて喫煙していただきますようお願いします。なお、加熱式たばこも同様の扱いとなります。

第20条（違背の場合の責任）

利用者が、本利用規約に違反して、第三者に障害等の事故を発生させた場合、自ら障害等の被害を受けた場合当ゴルフ場は損害賠償等の責任を負いません。、

第21条（プレー終了後のクラブの確認）

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。確認後はクラブ不足瑕疵について当ゴルフ場は責任を負いません。

第22条（乗用カート及びカートナビシステムの取扱い）

乗用カートの取扱いは、電磁誘導式乗用ゴルフカート及び電磁誘導式乗用カートナビシステム利用約款に従ってご利用ください。

第23条（施設及び付帯施設等に損害を与えた場合）

利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の施設及び付帯施設等に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。又、施設内の備品、コース内の草、木、花等の採取、持ち帰りは厳にお断りいたします。万一、発見した場合には、相当金額の賠償を請求することがあります。

第24条（施設内への持込品）

施設内に下記のものを持ち込むことをお断りします。

- ペット類の持ち込み
- 著しく悪臭を放つもの
- 鉄砲、刀剣及び毒物類
- 発火・爆発の恐れのあるもの騒音を発するもの
- 法令により所持が禁止されているもの

第25条（服装について）

ご来場の際、男性は夏季（6月から9月）を除き、ジャケット等上着の着用をお願いいたします。ジーンズ、Tシャツタンクトップ、ノースリーブ、サンダル、クロックス履きでのご来場及びプレーはお断りいたします。レストラン内での帽子及びウインドブレーカー等の防寒着の着用はご遠慮ください。その他、詳細はドレスコードへ掲載しております。ドレスコードを厳守ください。

第26条（ノンメタルスパイクの使用）

プレーの際は、スパイクレス又は、ソフトスパイクシューズの使用をお願いいたします。

第27条（行為の禁止）

施設内で下記の行為はお断りいたします。

- 賭博、喧嘩、口論、その他風紀を乱す行為
- 無断での物品販売、宣伝広告の行為
- 無断での写真撮影・録音等の行為
- 利用者以外のコース内の立入り
- 高声・高唱等によるプレーの進行、クラブ品位の維持を乱す行為
- 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為ただし、第2項・第3項・第4項については特に許可した場合は除きます。上記の行為が発生し、再三の注意にもかかわらず回復の兆しがない場合は即刻倶楽部から退場いただきます。

第28条（管轄合意）

この約款の適用についての紛争が生じたときの第一審裁判所は、津地裁地方裁判所又は津簡易裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意して利用していただきます。